

山梨県道路敷地の境界確認事務取扱要領

(趣旨)

第1条 山梨県道路敷地の境界の確認（以下「境界確認」という。）については、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 「山梨県道路敷地」とは、道路法に基づき道路区域内にある山梨県（道路管理者）が管理する道路敷地をいう。

(境界確認の申請)

第3条 境界確認の申請者は、当該隣接する土地の公簿上の所有者の申請に基づいて行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、次に定める者の申請に基づいて行うことができるものとする。

- (1) 公簿上の所有者以外の者が所有権を取得している場合には、所有権を取得した者とする。（土地売買契約書その他その権限を証する書面写しの添付）
- (2) 代理申請する場合には、公簿上の所有者から委任を受けた者とする。（委任状及び委任者の印鑑証明書添付）
- (3) 法人の場合には、代表者又は当該土地の処分権を有する者とする。ただし、法人が解散又は破産した場合は清算人又は管財人とする。
- (4) 共有の場合には、共有者全員とする。ただし、共有者の一人が他全員の共有者の委任を受けた場合にあっては、委任を受けたものが申請をすることができるものとする。（委任状及び委任者の印鑑証明書添付）
- (5) 死亡している場合には、相続人全員とする。ただし、相続人の一人が全員の相続人の委任を受けた場合にあっては、委任を受けたものが申請をすることができるものとする。（委任状及び委任者の印鑑証明書添付）
- (6) 未成年者及び成年被後見人等の場合には、その法定代理人（成年後見人）とする。法定代理人（成年後見人）は、土地所有者の法定代理人（成年後見人）であることを証する書面を添付する。
- (7) 国又は地方公共団体において公共事業のための工事施工により、公共用地とその隣接地との境界を求める必要がある場合には、その長とする。
- (8) 開発行為の申請で、多数の土地の境界確認の場合には、施工者又は土地所有者の一人が、他全員の土地所有者の委任を受けて申請することができる。（委任状及び委任者の印鑑証明書添付）

(境界確認申請書の提出)

第4条 申請者は、実印を押印した境界確認申請書1部（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる図書（以下「申請図書」という。）を添付して、境界確認を行おうとす

る土地（以下「申請地」という。）に隣接する山梨県道路敷地を所管する建設事務所（以下「建設事務所」という。）に提出するものとする。

（１）位置図

申請地の位置を縮尺 1 / 25, 000 ~ 1 / 50, 000 の地図で表示すること。
ただし、申請地の位置が後記（２）の案内図で明らかな場合は省略できることとする。

（２）案内図

住宅地図等に、申請地の位置を表示するとともに、確認する境界（以下「申請箇所」という。）を朱線で明示する。

（３）法務局備付けの地図写し

申請地、山梨県道路敷地、申請地と山梨県道路敷地の両方に接する土地（以下「隣接地」という。）及びこれらの周辺土地を転写したものに、次に掲げる事項を記載すること。なお、字違いの場合はできるだけ接合する。

また、不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図（以下「法 14 条地図」という。）が備付けられている場合は、旧公図の写しを添付する。

ア 土地の所在、地番及び所有者名

イ 精度区分、分類、方位、縮尺、転写年月日及び転写者の資格名・署名・捺印・職印によりその職責を明確にする。

ウ 申請地及び朱線で明示した申請箇所

エ 転写者は土地家屋調査士、測量士等の測量に関する有資格者とする。

（４）実測平面図

縮尺は 1 / 250 又は 1 / 500 とし、申請地、山梨県道路敷地、隣接地及びこれらの周辺土地の現況が表示された図面に、次に掲げる事項を記載する。

ア 土地の所在、地番及び所有者名

イ 山梨県道路敷地の路線名

ウ 方位、縮尺、測量年月日及び測量者の資格名・署名・捺印・職印によりその職責を明確にする。

エ 朱線で明示した申請箇所と仮境界標の位置（座標値を持つ場合は、測地系の座標値、又は任意座標値並びにトラバー点の位置及び座標値）

オ 県設置の境界標が存在する場合は、その位置

カ 過去から移動していないと認められる筆界に関する現地の地上点（以下「不動点」という。）が存在する場合は、その位置

キ 作成者は土地家屋調査士、測量士等の測量に関する有資格者とする。

（５）横断図

縮尺は 1 / 100 又は 1 / 200 とし、標準的な箇所において申請地、山梨県道路敷地及びこれらの周辺土地が表示された図面に、次に掲げる事項を記載する。（実測平面図等では境界の判断ができない場合等必要に応じて添付する）

ア 縮尺、測量年月日及び測量者の資格名・署名・捺印・職印によりその職責を明確にする。

- イ 申請地の範囲及び朱線で明示した申請箇所
- ウ 山梨県道路敷地の道路構造物による幅員及び法務局備付け地図による幅員
- エ 作成者は土地家屋調査士、測量士等の測量に関する有資格者とする。

(6) 所有権を証する書面

- ア 申請地の全部事項証明書（交付後3ヶ月以内）、又は土地家屋調査士（前条第2号の代理人又は本条第8号のイの受任者であること。以下同じ。）の署名捺印（職印）がある財団法人民事法務協会の登記情報提供サービスにより取得した不動産登記情報（全部事項）（交付後3ヶ月以内）
- イ 隣接地の登記事項要約書（交付後3ヶ月以内）、又は土地家屋調査士の署名捺印（職印）がある財団法人民事法務協会の登記情報提供サービスにより取得した不動産登記情報（所有者事項）（交付後3ヶ月以内）
- ウ 申請者又は隣接地所有者が登記されている所有者と異なる場合は、土地売買契約書等の所有権を証する書面の写し。
- エ 隣接地が相続の手続き中の場合は、登記されている所有者の戸籍謄本等、遺産分割協議書の写し等の相続の権利を証する書面

(7) 隣接地所有者の境界確認承諾書の写し（様式第2-1号、様式第2-2号）

- ア 申請者の主張する境界についての隣接土地所有者の承諾書（様式第2-1号：実印及び印鑑証明書を添付）又は測量した者が作成した境界立会証明書（様式第2-2号：土地家屋調査士の職印があれば、認印も可）

ただし、承諾人が登記簿上の所有者と異なる場合は、戸籍謄本等権利を証する書面を添付するものとする。共有地又は相続の手続き中で所有権を有する者が複数存在する場合には原則として全員の署名捺印とするが、全員の署名捺印が困難な理由書（遠隔地の居住者、入院中等で署名捺印が困難な場合等）の添付により代表者等の署名捺印とすることができる。

- イ 国又は地方公共団体が申請する場合において、事業化され境界確認する位置が多い場合には、建設事務所と協議により隣接地及び対側地所有者の境界承諾を省略することができる。

(8) 委任状

- ア 第3条第2号に定める代理申請の場合は、申請地所有者が署名捺印（実印）した委任状（様式第6号）
- イ 申請者が申請手続き等を土地家屋調査士等に委任する場合は、申請者が署名捺印（実印）した委任状（様式第6号）
- ウ 受任者が土地家屋調査士等の職印をもつ者でない場合は、受任者の印鑑証明書を添付する。

(9) 印鑑証明書

申請地所有者の印鑑証明書（取得した日から3月以上経過したものでも可とする。）

(10) 参考資料

- ア 実測平面図と法務局備付けの地図の重ね図（原則として添付すること）

イ 添付する重ね図には作成者の資格名・署名・捺印・職印によりその職責を明確にする。

ウ 申請箇所を境界とした説明書(法務局備付けの地積測量図等の補足資料があれば添付すること)

エ 申請箇所、仮境界標等の現況写真

(11) 道路の対側の土地(以下「対側地」という。)の所有者に関する書面

ア 法務局備付けの地図が法14条地図でない場合や法14条地図であっても本条第4号の実測平面図と大きく異なる場合は、対側地に関して隣接地と同様に本条第3号～第5号の図面に表示し、対側地所有者に関して隣接地所有者と同様に本条第6号及び第7号の書面を提出する。

イ 山梨県で分筆された対側地が山梨県名義になっており、道路幅が確保されている場合は対側地の境界承諾書等は不要とすることができる。

(12) 既に境界確認がされている土地がある場合

本要領により境界確認が完了している土地において、次の事項に該当する場合は、本条第5号、第7号、第11号を省略できる。

ア 境界確認を行った当時の境界標が現存し、その位置が境界確認当時と変わっていない場合で、山梨県が確認した図面と現地が一致している場合。

イ 申請地の隣接地が境界確認済で境界確認を行った時の境界標が現存し、その位置が境界確認時と変わっていない場合で、山梨県が確認した図面と現地が一致している場合。

ウ 申請地の道路対側地が境界確認済で境界確認を行った時の境界標が現存し、その位置が境界確認時と変わっていない場合で、山梨県が確認した図面と現地が一致している場合。

エ 数値測量により作成された14条地図の地域において、境界標が現存している場合で、山梨県が確認した図面が現地と一致している場合。(山梨県が設置した境界標以外は協議すること)

オ 境界確認はされていないが、現地には山梨県で設置した境界標が存在し、測量の結果、14条地図と測量精度誤差内で一致し、現地調査及び関係資料等で建設事務所が問題ないと判断した場合。

(申請書の受理)

第5条 建設事務所は、申請書の記入欄に記載があり必要な申請図書が添付されている場合は受理する。

(申請書の審査)

第6条 建設事務所は、申請書及び申請図書について概ね1週間を期限に次により審査する。

(1) 申請図書について、必要事項の記載及び捺印を確認する。

(2) 申請地、申請箇所及び隣接地等の所在、位置、形状等について、申請図書間の整合

を確認する。

- (3) 申請者及び隣接地所有者等の住所氏名・印影等について、申請図書間の整合を確認する。
- (4) 申請箇所を境界とした説明書等の妥当性を確認する。
- (5) 前各号に掲げることができない場合は、申請者に概ね1月を期限に、原則として訂正等依頼書（様式第3号）により訂正又は追加資料を求める。なお、簡易な訂正等にあっては口頭により依頼ができるものとする。

期限が経過しても訂正等が行われない場合は、境界確認不調通知書（様式第4号）により回答する。

なお、訂正等依頼書及び境界確認不調通知書は、申請者又は代理人に起案書の空欄に受領の日付・署名捺印をもらい、直接渡す。

- (6) 法務局備付けの地図の写しが法14条地図の場合は、旧公図と比較して、道路の幅員・形状及び各筆の位置の整合を確認する。大きな相違（道路幅員が数m以上異なる等）がある場合は、次により処理する。

ア 法14条地図の修正の必要性について、申請者及び申請地の所在する市町村と協議する。また、必要な場合は道路管理課管理担当と協議する。

イ 上記アの協議の結果、法14条地図の訂正が必要と判断した場合は、境界確認不調通知書（様式第4号）により申請者に回答し、訂正後に改めて申請してもらう。なお、境界確認不調通知書は、申請者又は代理人に起案書の空欄に受領の日付・署名捺印をもらい、直接渡す。

（現地調査）

第7条 建設事務所は、申請者の立会いのもと次により現地調査を行う。また、市町村職員、隣接地所有者等の立会いを求める場合は、申請者に依頼してもらうこと。なお、現地調査の立会者には、運転免許証等本人確認のできる書類を持参してもらう。

また、事前協議として申請書提出前に、第4条第4号の実測平面図を基に現地調査を行うことができるものとする。

- (1) 運転免許証等により立会者の本人確認をする。
- (2) 申請図書と現地の整合を確認する。整合しない場合は、原則として申請図書の訂正後に現地調査を再び行う。
- (3) 申請者の説明を参考に、申請箇所の妥当性を確認する。
- (4) 不動点が存在する場合は、申請箇所から不動点までの距離と、これに対応する法14条地図上の距離の整合を確認する。
- (5) 法務局備付けの図面、道路台帳図及び山梨県設置境界標（設置されている場合）を参考に、道路幅員、道路構造物等の地物、付近の地形及び隣接地との見通し等の現地の状況を確認する。

(境界確認)

第8条 建設事務所は、現地調査の結果と法務局備付けの図面を総合的に判断して、次により境界を確認する。

- (1) 法14条地図があり、道路区域において切土、盛土をしていない箇所
 - ア 原則として、道路構造物（地下部分を含む。以下同じ。）の端部から余裕幅を含めた箇所を境界とする。
 - イ 法14条地図、申請箇所から不動点までの距離、隣接地の見通し等により、余裕幅が存在しないと判断できる場合は、道路構造物の端部を境界とする。
 - ウ 法14条地図、申請箇所から不動点までの距離、隣接地の見通し等により、境界がア又はイ以外の箇所と判断できる場合は、その箇所を境界とする。
- (2) 法14条地図があり、道路区域において切土をしている箇所
 - ア 原則として法肩から余裕幅を含めた箇所を境界とする。
 - イ 道路構造物が法肩より申請地側にある場合は、その端部から余裕幅を含めた箇所を境界とする。
 - ウ 前号イと同様に余裕幅が存在しないと判断できる場合は、法肩又は道路構造物の端部を境界とする。
 - エ 法14条地図、申請箇所から不動点までの距離、隣接地の見通し等により、境界が前記ア～ウ以外の箇所と判断できる場合は、その箇所を境界とする。
- (3) 法14条地図があり、道路区域において盛土をしている箇所
 - ア 原則として法尻から余裕幅を含めた箇所を境界とする。
 - イ 道路構造物が法尻より申請地側にある場合は、その端部から余裕幅を含めた箇所を境界とする。
 - ウ 1号イと同様に余裕幅が存在しないと判断できる場合は、法尻又は道路構造物の端部を境界とする。
 - エ 法14条地図、申請箇所から不動点までの距離、隣接地の見通し等により、境界が前記ア～ウ以外の箇所と判断できる場合は、その箇所を境界とする。
- (4) 法14条地図がない箇所等
法14条地図がない箇所又はあっても前各号に掲げる境界確認が困難な箇所は、隣接地所有者及び対側地所有者の立会い及び承諾により、旧公図及び用地買収図面等の資料に基づく道路幅員が確保でき、かつ供用している道路幅員が確保できる箇所を境界とする。
- (5) 道路区域内に申請地が存在する場合
原則として、前各号により確認した道路区域の境界を土地の筆界とするが、法14条地図等から明らかに申請地が道路区域内に存在すると判断できる場合は、以下により処理する。
 - ア 前各号により境界確認と筆界の確認を行う。
 - イ 道路区域内に存在する申請地は、原則として分筆寄付を申請者に求める。ただし、寄付に応じないことを理由に境界確認不調にしない。

ウ 分筆図の作成並びに分筆登記及び所有権移転登記の手続きは、原則として建設事務所が行う。

(6) 境界確認不調

前各号による境界確認が出来ない場合は、境界確認不調通知書（様式第4号）により申請者に回答する。

なお、境界確認不調通知書は、申請者又は代理人に起案書の空欄に受領の日付・署名捺印をさせ、直接渡す。

(境界確認後の処理)

第9条 申請図書の訂正について、境界確認により申請箇所に変更があった場合は、申請者に確認後の境界を記入した第4条第3号～第5号に定める実測平面図等を1部提出を求める。

2 決裁後の事務処理等について、建設事務所長による決裁後、建設事務所は次により事務処理等を行う。

(1) 境界標の設置

ア 申請者に、建設事務所が支給する境界標の設置を依頼する。ただし、設置できないことを理由に境界確認不調にしない。なお、申請者が設置しない場合は、建設事務所設置する。

イ 国又は地方公共団体が境界標を設置する場合はその事業の性質上、工事完了後に設置する。

(2) 実測平面図等の提出

申請者に次の図書を提出を求める。

ア 境界確認後の境界及び境界標の位置（座標値がある場合は、測地系の座標値、又は任意座標値並びにトラバー点の位置及び座標値）を記入した第4条第4号に定める実測平面図に、申請地所有者の署名捺印（実印）と隣接地所有者の署名捺印（認印）がされた図面1部（正）と申請地所有者等の署名捺印がされていない図面1部（副）の提出を求める。

ただし、法14条地図がない箇所等は、対側地所有者の署名捺印（認印）もあること。なお、第4条第7号に定める隣接地所有者及び同条第11号に定める対側地所有者の境界承諾書は図面と同一の署名捺印を原則必要とするが、隣接者等の特別な理由により境界承諾書に署名捺印がもらえない場合は土地所有者の実印による割印又は、受任者の職印（実印）による割印で、隣接地所有者等の署名捺印に代えることができる。

イ 様式第2-1号（様式第2-2号）による隣接地所有者及び第4条第11号に定める対側地所有者の境界承諾書を添付する。

なお、写しの場合は、「原本と相違ありません。」の記載に作成者の署名捺印（職印）があるものとする。

ウ 国又は地方公共団体が提出する実測平面図には建設事務所と協議により隣接地

及び対側地所有者の署名捺印を省略できる。

エ 境界標の写真1部（設置した場合）

(3) 申請者への回答

境界確認書（様式第5号）に知事印を押印した前号アの図面（副）により、申請者に回答する。

なお、境界確認書は、申請者又は代理人に起案書の空欄に受領の日付・署名捺印をさせ、直接渡すこと。

また、申請者が別書式に押印を求める場合は、その書式にも押印する。

(4) 境界確認台帳（様式第7号）

ア 境界確認不調の場合も含めて、境界確認台帳に記録する。

イ 道路台帳附図の写しに年度、境界確認台帳の番号及び境界確認の範囲を記録し、境界確認台帳に添付して保管する。

(5) 申請書の保存

申請書の保存期間は、原則として30年とする。

(分筆登記)

第10条 第8条第5号による境界確認の場合は、建設事務所は境界確認書（様式第5号）による回答後に分筆図を作成し、次の書面に申請者の署名捺印（実印）をもらい、分筆登記を行う。なお、印鑑証明書は原則として申請書に添付されたものを使用する。

(1) 道路区域内に存在する申請地の土地寄付証書1部（参考様式1）

(2) 登記承諾書1部（参考様式2）

(境界確認申請の審査委託)

第11条 次の場合においては、山梨県県土整備部登記事務委託要領第2条第16号の事務の範囲に含むものとし、同要領に基づき、公益社団法人山梨県公共嘱託登記土家屋調査士協会へ境界立会を委託することができる。

(1) 建設事務所での境界確認の判断が困難な場合

(2) 国又は地方公共団体からの申請の場合

(3) 案件処理に支障がでることが想定される場合

(4) その他、建設事務所が委託すると判断した場合

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(様式第1号)

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所
電話

氏名

印

境界確認申請書

私所有の次の土地と隣接する山梨県道路敷地（※路線名 ）との境界を確認したく、次の関係書類を添えて申請します。

1 所在

(郡・市)

(町・村) 大字

字

番地

2 添付書類

- ・位置図
- ・案内図
- ・法務局備付けの地図写し
- ・実測平面図
- ・横断図
- ・所有権を証する書面
- ・隣接地所有者の境界承諾書
- ・委任状
- ・印鑑証明書
- ・参考資料
- ・対側地所有者に関する書面（法14条地図がない場合）

(様式第2-1号)

境 界 承 諾 書

市 町
大字 字 番地と隣接する山梨県道路敷地との境界については、
郡 村
別紙図面に朱線で示す境界線により異存ありません。

平成 年 月 日

番地土地所有者

住 所

氏 名

印

番地土地所有者

住 所

氏 名

印

(注) 承諾者の印鑑証明書添付のこと。

(様式第2-2号)

境界立会証明書

市 町

大字 字 番地と隣接する山梨県道路敷地との境界について、下

郡 村

記のとおり隣接所有者と立会いし、別紙図面に朱線で示す境界線により異議なく確認されたものである。

平成 年 月 日立会い
番地土地所有者
住 所
氏 名 印

平成 年 月 日立会い
番地土地所有者
住 所
氏 名 印

平成 年 月 日立会い
番地土地所有者
住 所
氏 名 印

平成 年 月 日立会い
番地土地所有者
住 所
氏 名 印

本境界立会証明書に基づき測量したものであることを証明します。

平成 年 月 日

土地家屋調査士

職印

(様式第3号)

事務連絡
平成 年 月 日

住所

殿

山梨県県土整備部
建設事務所道路課長

訂正等依頼書

平成 年 月 日付けで提出された次の土地と隣接する山梨県道路敷地（※路線名 ）との境界確認申請書について、平成 年 月 日までに下記の訂正等をお願いします。

1 所在

(郡・市) (町・村) 大字 字 番地

2 訂正等の内容

お問い合わせ先

建設事務所

課 担当

電話

(様式第4号)

第 号
平成 年 月 日

住所

殿

山梨県知事

印

境界確認不調通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった次の土地と隣接する山梨県道路敷地(※路線名)との境界については、下記理由により確認できません。

1 所在

(郡・市) (町・村) 大字 字 番地

2 確認できない理由

例：添付書類の訂正やその他必要書類の提出がない
合意できる境界線が確認できない 等

お問い合わせ先

建設事務所

課 担当

電話

(様式第5号)

第 号
平成 年 月 日

住所

殿

山梨県知事

印

境界確認書

平成 年 月 日付けで申請のあった次の土地と隣接する山梨県道路敷地(※路線名)との境界については、別添図面の朱線で示す境界線のとおりであることを確認しました。

所在

(郡・市)

(町・村) 大字

字

番地

お問い合わせ先

建設事務所

課 担当

電話

(様式第6号)

委任状

私は、(郡・市) (町・村) 大字 字 番地
を代理人と定め、次の土地と山梨県道路敷地の境界確認に関する行為を委任します。

1 土地の所在

(郡・市) (町・村) 大字 字 番地

2 委任の範囲 (※次から選択すること)

- (1) 代理申請及び境界確認の同意又は不同意
- (2) 申請に要する図書及び資料の作成・提出並びに境界確認書等の受領に関すること
- (3) その他 ()

平成 年 月 日

住所
電話

氏名

印

(様式第7号)

境界確認台帳(年度)

事務所

番号	受付 年月日	路線名	土地の所在	申請者		立会 年月日	確認通知 年月日	不調通知 年月日	確認数量 m	備考
				住所	氏名					

(参考様式1)

土地寄付証書

私所有の下記の土地を道路敷地として 山 梨 県 へ寄付します。ついては、次の条項了承の上、後日の為本書を差し入れます。

- 一 本書を提出した後は下記の土地に対して、何時工事に着手するも意義ありません。
- 一 寄付地に対する公課その他の費用は、所有権移転登記完了までは私において負担します。
- 一 寄付地に対し抵当権その他の権利設定がある場合は、私において直ちに権利消滅の手続きを完了し、なんらご迷惑はかけません。

平成 年 月 日

所有者
住所

氏名

印

山梨県知事 殿

土地寄付明細書

大字	字	地番	地目	地積	m ²	摘要

(参考様式2)

登記承諾書

私所有の下記の土地を道路敷地として 平成 年 月 日
山 梨 県 へ寄付したので、その所有権移転の登記を囑託することを承諾します。

平成 年 月 日

登記義務者
住所

氏名

印

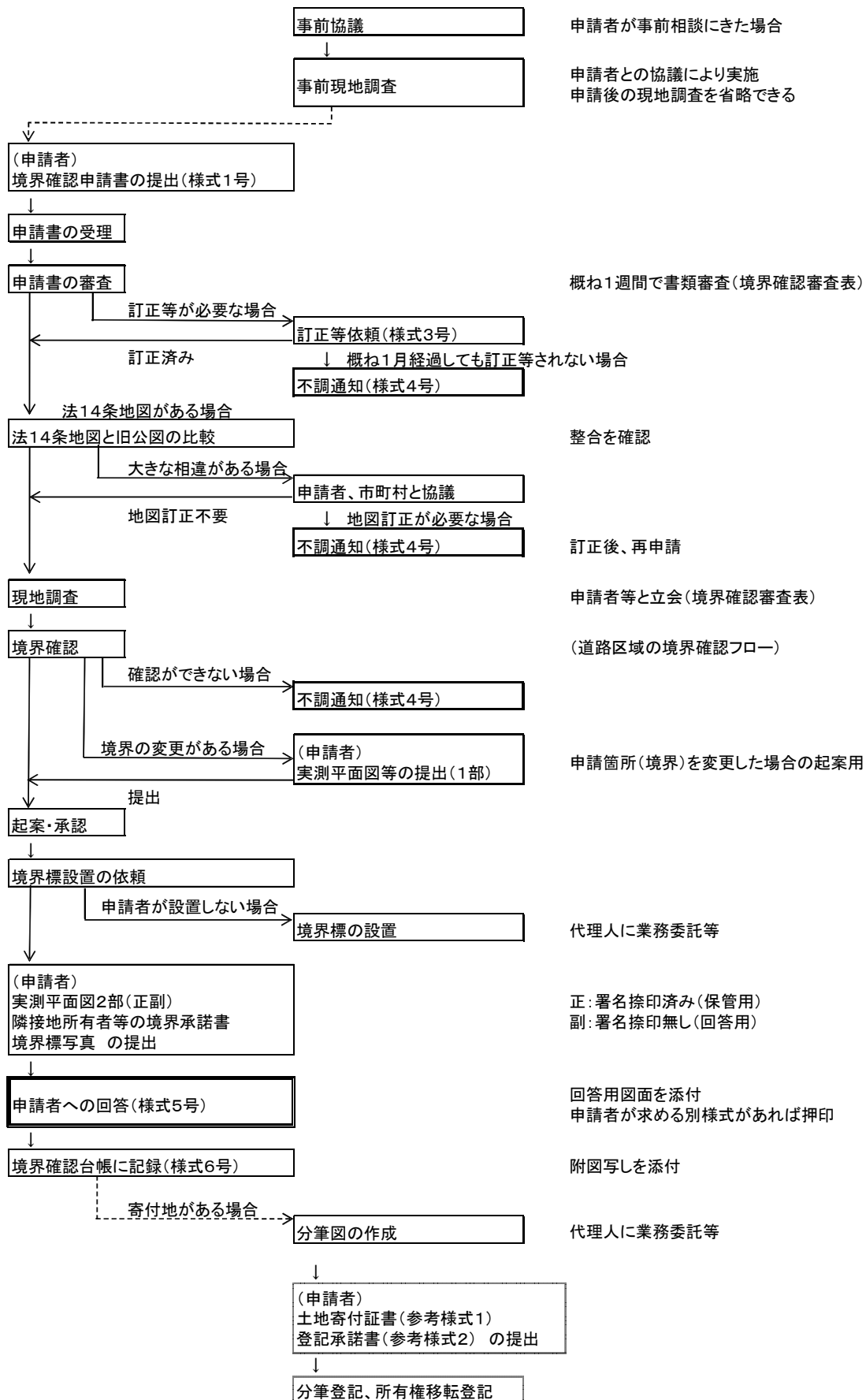
山梨県知事 殿

不動産の表示

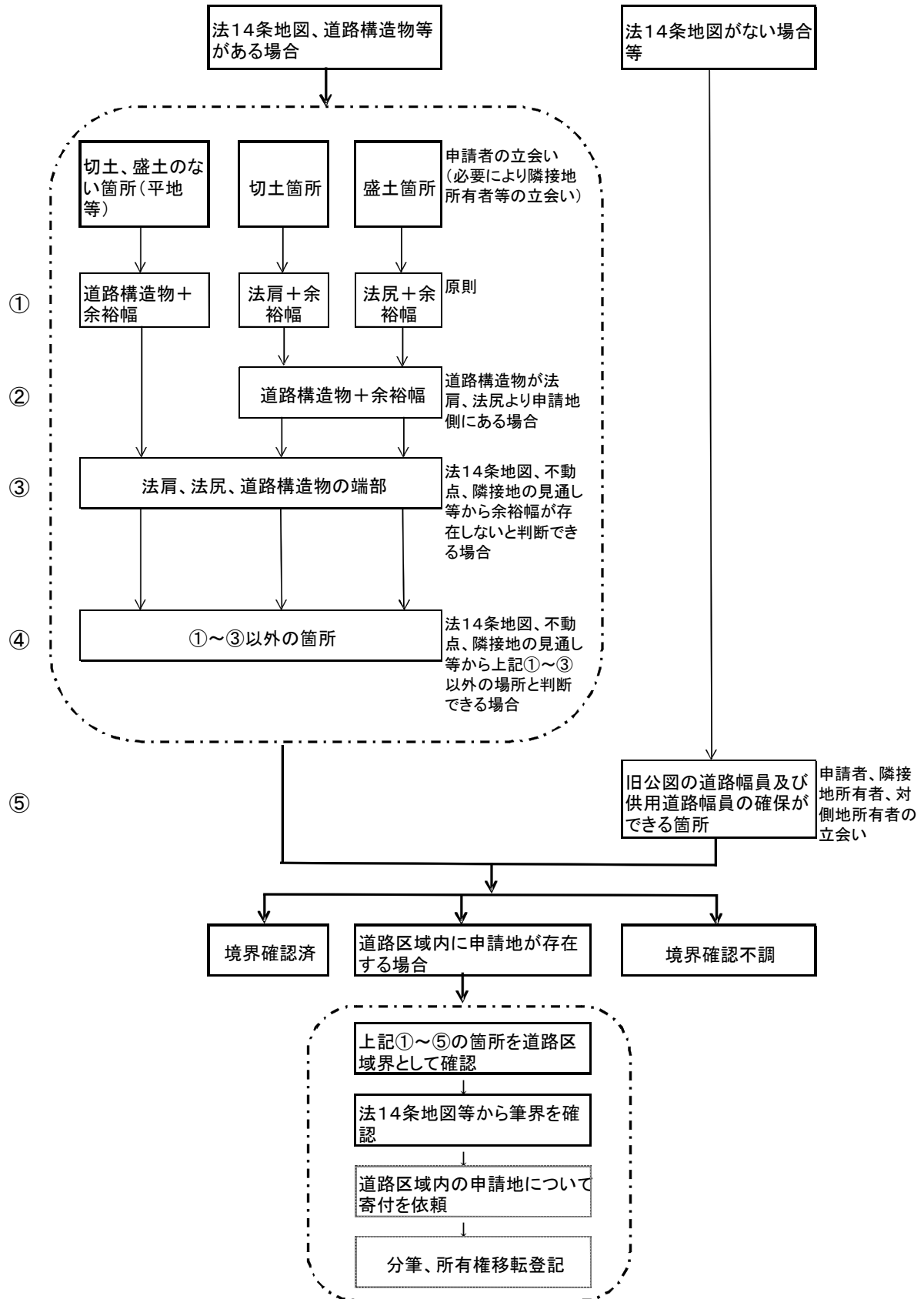
大字	字	地番	地目	地積	m ²	摘要

境界確認事務フロー（参考）

凡例：（申請者）申請者が提出する図書

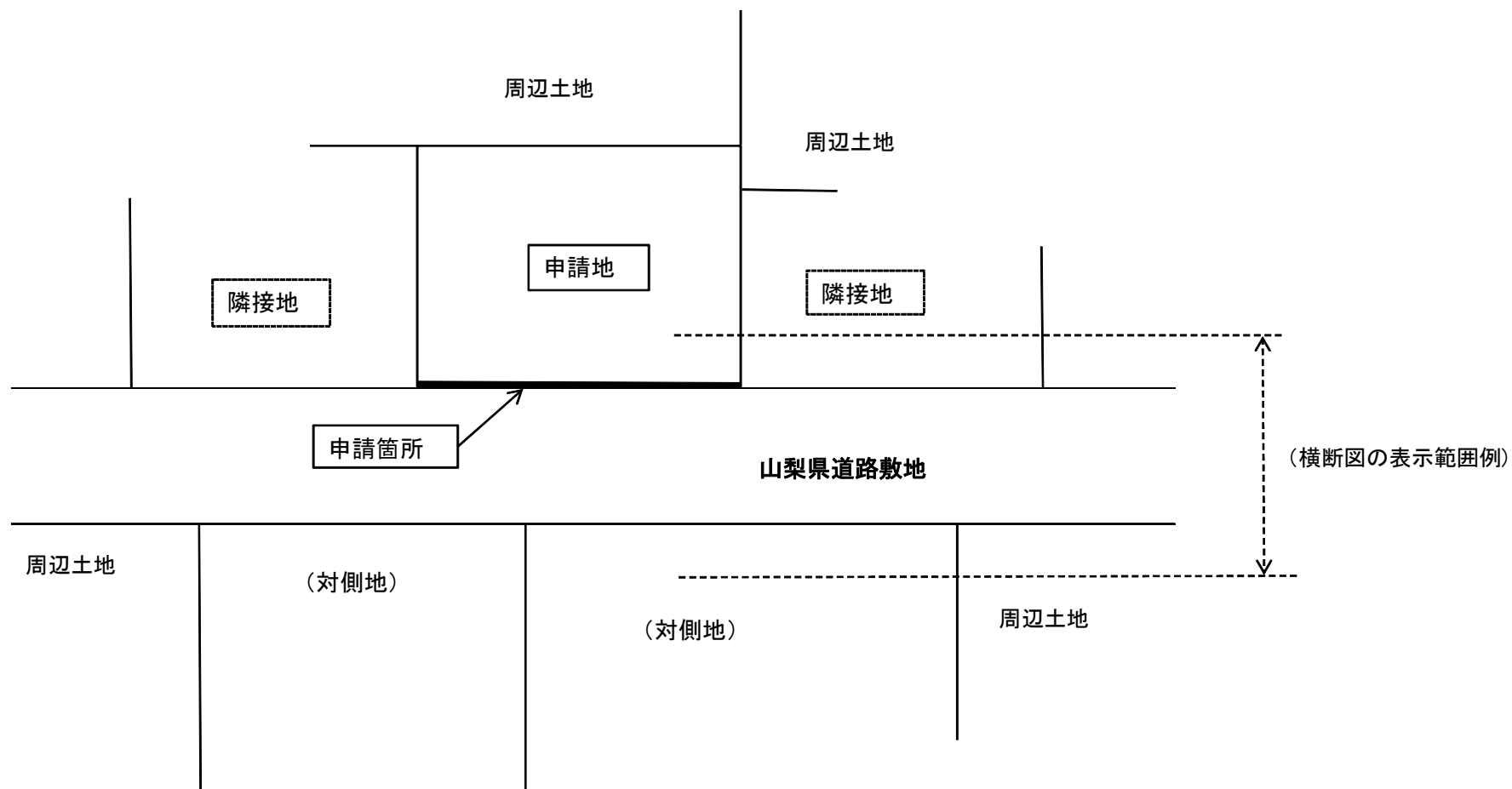


道路区域の境界確認フロー（参考）



参考図

法14条地図がある場合の法務局備付けの地図写し、実測平面図の表示範囲例(原則)

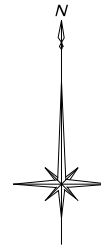
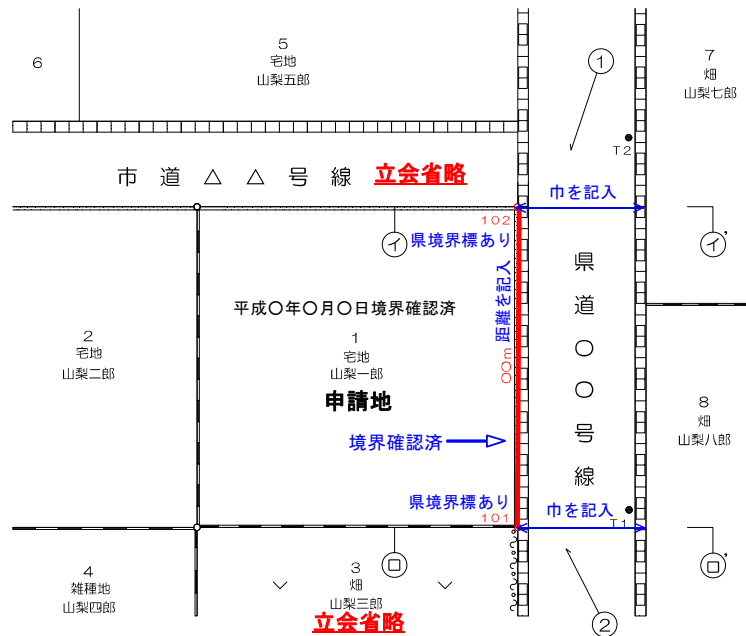


参考図

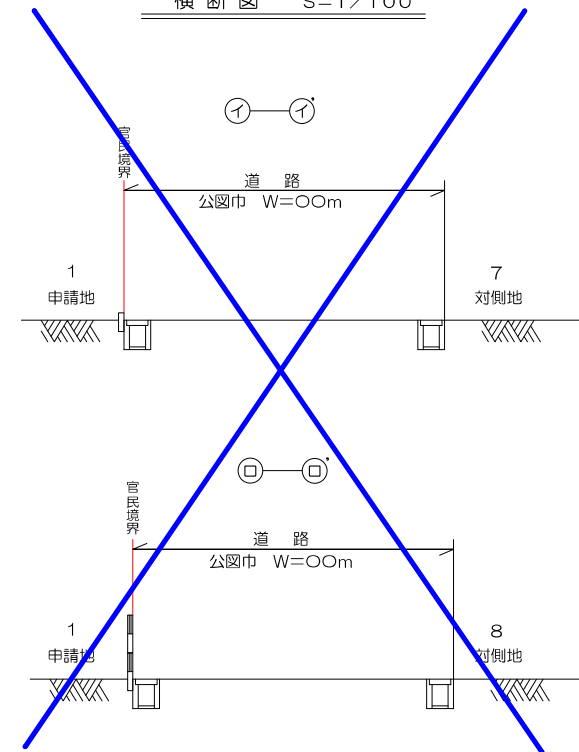
〇〇市〇〇町字〇〇1番先

第4条第12号ア：境界確認を行った当時の境界標が現存し、その位置が境界確認当時と変わっていない場合で、山梨県が確認した図面と現地が一致している場合。

実測平面図 S=1/250



横断図 S=1/100



○→写真撮影方向

本測量図の朱線で示す境界線のとおり異議なく確認のうえ承諾いたしました。

地番	承諾年月日	土地所有者住所・氏名	承諾印
3			

測地系 任意座標

座標リスト			
点名	標識	X	Y
101	金属釘	23,948	-22,914
102	金属標	38,948	-22,914
T1	金属釘	24,763	-17,700
T2	金属釘	42,182	-17,720

図名	境界確認申請図		
所在	〇〇市〇〇町字〇〇1番先		
測量年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	縮尺	
作製年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
土地家屋調査士 調査士 太郎 職印			
山梨県〇〇市◇◇町△番△号 TEL〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇			

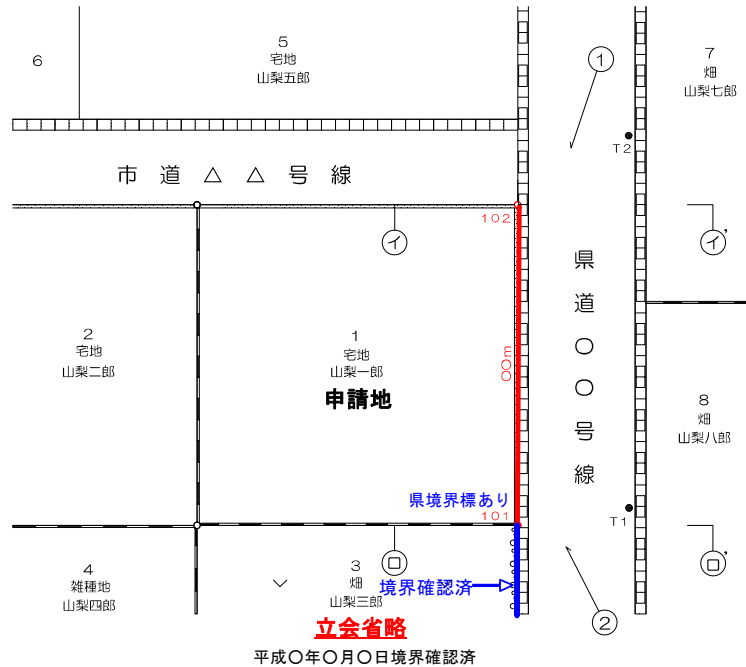
参考図

〇〇市〇〇町字〇〇1番先

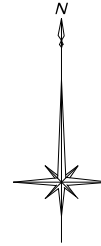
第4条第12号イ

申請地の隣接地が境界確認済で境界確認を行った時の境界標が現存し、その位置が境界確認時と変わっていない場合で、山梨県が確認した図面と現地が一致している場合。

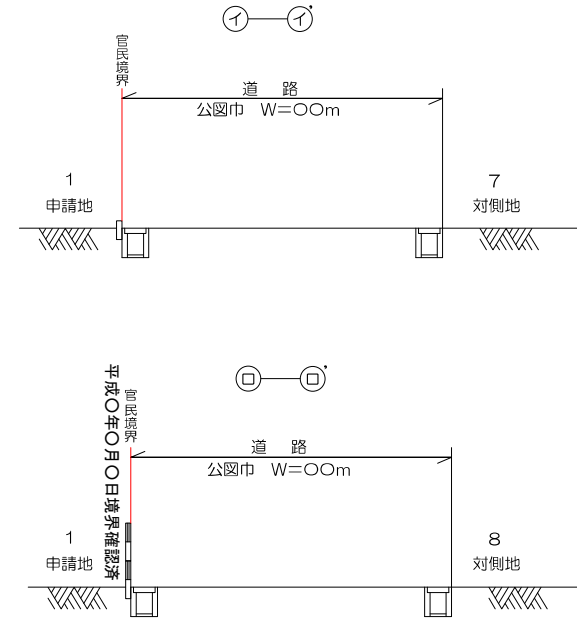
実測平面図 S=1/250



○→写真撮影方向



横断図 S=1/100



本測量図の朱線で示す境界線のとおり異議なく確認のうえ承諾いたしました。

地番	承諾年月日	土地所有者住所・氏名	承諾印
3			

測地系 任意座標

座標リスト			
点名	標識	X	Y
101	金属釘	23.948	-22.914
102	金属標	38.948	-22.914
T1	金属釘	24.763	-17.700
T2	金属釘	42.182	-17.720

図名	境界確認申請図		
所在	〇〇市〇〇町字〇〇1番先		
測量年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	縮尺	
作製年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
土地家屋調査士 調査士 太郎 職印			
山梨県〇〇市〇〇町△番△号 TEL〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇			

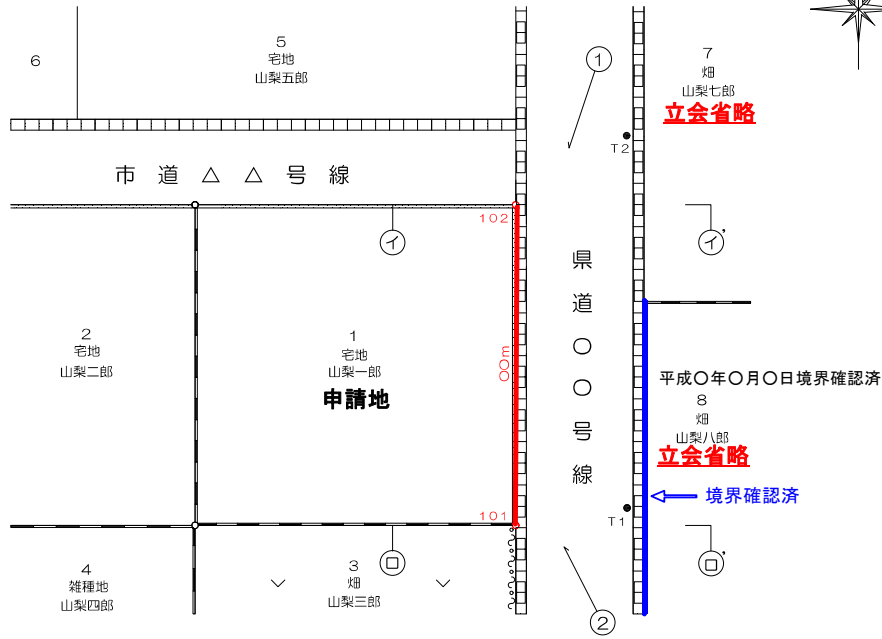
参考図

〇〇市〇〇町字〇〇1番先

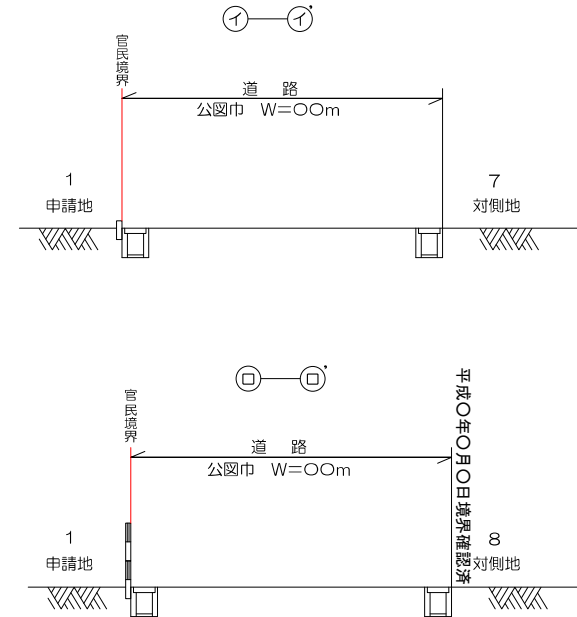
第4条第12号ウ：

申請地の道路対側地が境界確認済で境界確認を行った時の境界標が現存し、その位置が境界確認時と変わっていない場合で、山梨県が確認した図面と現地が一致している場合。

実測平面図 S=1/250



横断図 S=1/100



○→写真撮影方向

本測量図の朱線で示す境界線のとおり異議なく確認のうえ承諾いたしました。

地番	承諾年月日	土地所有者住所・氏名	承諾印
3			

測地系 任意座標

座標リスト			
点名	標識	X	Y
101	金属釘	23.948	-22.914
102	金属標	38.948	-22.914
T1	金属釘	24.763	-17.700
T2	金属釘	42.182	-17.720

図名	境界確認申請図		
所在	〇〇市〇〇町字〇〇1番先		
測量年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	縮尺	
作製年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
土地家屋調査士 調査士 太郎 職印			
山梨県〇〇市〇〇町△番△号 TEL〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇			

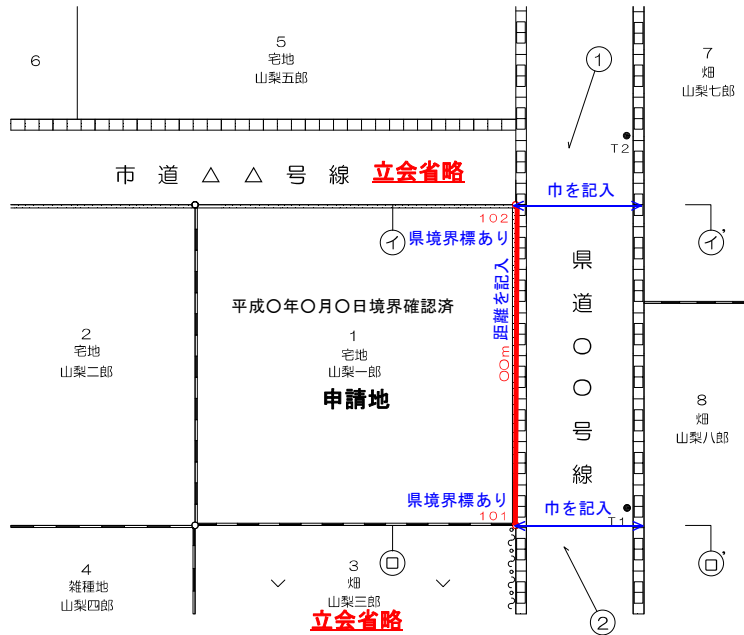
参考図

〇〇市〇〇町字〇〇1番先

第4条第12号工：

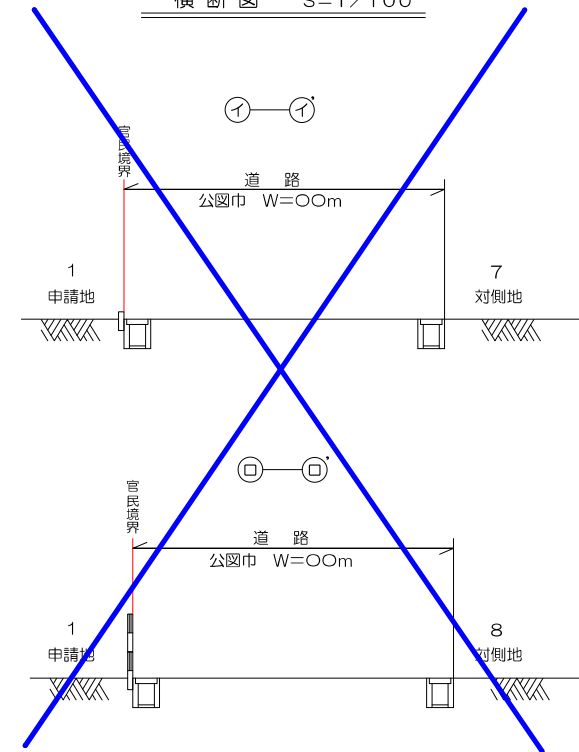
数値測量により作成された14条地図の地域において、境界標が現存している場合で、山梨県が確認した図面が現地と一致している場合。（山梨県が設置した境界標以外は協議すること）

実測平面図 S=1/250



○→写真撮影方向

横断図 S=1/100



※本申請地を含む区域は平成〇年〇月〇日国土調査済であり、
〇市より入手した国土調査座標が数値測量されている。

〇市より入手した国土調査座標及び附属図面を別途添付

本測量図の朱線で示す境界線のとおり異議なく確認のうえ承諾いたしました。

地番	承諾年月日	土地所有者住所・氏名	承諾印
3			

測地系 任意座標

座標リスト			
点名	標識	X	Y
101	金属釘	23,948	-22,914
102	金属標	38,948	-22,914
T1	金属釘	24,763	-17,700
T2	金属釘	42,182	-17,720

図名	境界確認申請図		
所在	〇〇市〇〇町字〇〇1番先		
測量年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	縮尺	
作製年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
土地家屋調査士 調査士 太郎 職印			
山梨県〇〇市◇◇町△番△号 TEL〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇			